

第6期 第1回自治基本条例推進委員会 検討部会 会議録（概要）

名称	第6期 第1回自治基本条例推進委員会 検討部会 会議録
開催日時	令和5年3月27日(月) 午後5時30分～午後7時10分
開催場所	阪南市役所 別棟2階 第3・4会議室
出席者	【検討部会委員】壬生部会長、田中委員、木村委員、須藤委員、牛田委員 5人出席 【市】 政策共創室 藤原室長、御坊谷室長代理、岩下主査、枇榔主事
傍聴人数	0人
議題	○阪南市協働の指針（案）の考え方について ○協働・共創について
資料	○資料1 協働の指針について ○資料2 協働・共創について ○資料3 阪南市協働の指針（案）
会議	あいさつ 部会長 皆さん、お集まりいただきありがとうございます。 本日、この検討部会でどのようなことを検討するかについては、前回の推進委員会の時に説明があったかと思いますが、まず事務局から色々と説明をいただきます。それを受けて、私達が議論するという予定です。これまでと変わらずに様々な意見を寄せていただければと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。 まず次第3、阪南市協働の指針（案）の考え方について、事務局より説明をお願いします。 【阪南市協働の指針（案）の考え方について】 事務局 阪南市協働の指針（案）の考え方について、資料1、資料3に基づいて説明。 （阪南市協働の指針（案）の考え方について、委員からの意見、質疑・応答） 部会長 説明ありがとうございました。協働を阪南市の中で進めていくにあたり、市民と行政だけではなく、その市民にも様々な種類があるという話を以前の部会や、推進委員会でしたことを覚えていただいているかと思います。まず、共通のルールをしっかりと作っておこうとなり、その案が、協働の指針ということです。 ちょうど2年前に自治基本条例推進委員会から答申を出しました。しかし、案の段階でもう一度委員会に戻ってきたのですが、なぜ戻ってきたかということ、もう少し議論して、追加しなければならないことが出てきたからです。それについては次第4で、もう少し具体的な話をします。 この次第3で、協働の指針がどのようなものかイメージを持っていただけたかと思います。まだよくわからない部分もあるかもしれませんが、今の時点で何か質問があればいただきたいですが、いかがでしょうか。 委員 阪南市では、しっかりと住民と行政が手を組みながら、よく繋がっていると思っています。やはり自治基本条例が基本になっているのかなと私は少し嬉しく思いました。 部会長 それは、自治基本条例も少しずつ浸透しているということかと思います。この協働の指針がきちっと作られて、公開されて職員や市民にも理解していただければ、もっと繋がりがやすくなると思います。よって本日のこれからの議論は、結構責任が重くなるかなと思いました。 他に何かご質問はありませんか。 委員 資料3の表紙の年月が、令和4年2月となっています。これは令和5年の2月ではないでしょうか。 事務局 これは、その当時では、この日付のタイミングで作成を行う予定で日付を入れましたが、案の段階で止まっているという状況です。

部会長	では、協働の指針そのものについての話をこれぐらいにしておきます。次に今回、検討部会で議論する内容に入っていきたいと思います。 では、次第4の協働・共創について、事務局より説明をお願いします。
【協働・共創について】	
事務局	協働・共創について、資料2に基づいて説明。
(協働・共創について、委員からの意見、質疑・応答)	
部会長	ありがとうございます。自治基本条例の検証時にもご指摘いただいた、総合計画にある共創という言葉をもとに条例に反映させるか。そのようなことも考えた上で答申しましたが、この協働の指針についても、共創という言葉を出せるだけ反映するような形でまとめていきたいということです。 協働と共創と言葉が異なりますが、協働の方が広範な意味で、その一部分が共創となります。どこが異なるかというと、議論や協議をすることで、関係者が目標や事業をどうしていくかということ話し合いで決定する面を特に重視していく手法を共創と呼ぶということですが、意味合いとしてはこれでよろしいでしょうか。もう少し説明する内容はあったりしますか。
事務局	資料2の図を見て、これがイメージするものと合致しているかという部分は、非常に判断しにくいところがあると思います。総合計画を作る時には、図を挿入しないようにしました。その理由は、図による共創の捉え方がしっかりこないのではという部分があったからです。最終的には、共創の概念を書くだけにとどめました。
部会長	説明資料として事務局から提示されているものですので、そう述べられるとどう反応していいか困るのですが。 この図が必ずしも協働と共創を示しているかどうかは難しいところがあるかと思われるのですが、言葉だけでは、後の議論をするにあたってイメージしにくいかなということ、事例と図を作成いただくよう事務局と調整してきたところです。 ただ、このポイントは何かということ、協働の中の一部が共創であるため、全く異なるものではないという点です。そして議論を経て目標設定を行い、しっかりと関係者と共有するという点。場合によっては、先に目標が決まっていたり、誰かが決めていたものに便乗することもあり得ると思います。 しかし、共創ということである以上、共に目標も作っていくところを重視すること、何をすることも議論して色々決めていくことを特に重視し、そしてそれらを共創と呼ぶという理解をしたのですが、違うのでしょうか。 せめて、そのようなところだけははっきりしていかなければ、これからの議論がしにくいなと思いますが、どうでしょうか。
事務局	共に創るというイメージですが、資料2の2協働と共創の違いの共創というところの図で、一番左側の市民、自治会、活動団体、事業者などがパートナーシップの関係の中で話し合い等で新しい価値が生まれてきた。その新しい価値の創造に向けて地域課題の解決を進めていくというような、新しい価値を創るということに共創の価値があると思います。
部会長	事業の議論のあれこれというより、まず新しい価値を皆で議論して創るということにポイントがあるということですね。
事務局	新しい価値が出来て、どう取り組むかは手法の話になりますが、それは、協働の手法の中で取り組んでいくことになるのではないかと考えられます。
部会長	それであれば理解できます。私が説明した中から事業と一緒に設定するという部分を除いて、関係者がしっかり議論をすることで、新しい価値を創る。そして、そのプロセスに着目していることが共創であるということですね。とても重要な部分なので、確認をさせていただきました。新しい価値を創るのはなかなか難しい気もしますが、考え方としてはわかりました。皆さんこれで少し理解出来ましたでしょうか。 何か釈然としないことがあれば、今のうちに言っていただければと思います。
委員	資料2の男里川水系一斉清掃行動ですが、事業はあらかじめ団体が設定すると書いています。これは要するに、関係団体の中のとある団体がリーダーシップを執り、行政と事業的に物事を設定して、その中に自治会や市民が応援団として入ってくるという展開ですか。

事務局	この件は、すでに活動団体にて企画立案が決定していますが、そうではなく活動団体、自治会、市民や行政も各々の話し合いの中で、このようなことをすればいいですね、という部分に新しい価値を見出すところに、今光を当てようということです。
委員	それは共創のことですね。
事務局	活動団体が最初から企画立案を行い、市民は清掃活動して行政がゴミを回収するという関係は協働です。そうではなく、まずは、何を活動するのかを皆で議論して決定しましょうということが非常に重要なと思います。
委員	次に共創、大阪湾海の森（藻場）保全・再生プロジェクトについて、自治会や市民、事業者、活動団体は関係団体の枠に入ってくるのでしょうか。
事務局	そのとおりです。それぞれ関係団体として巻き込んでいく形になるということです。
委員	共創の考え方のスタートについて質問があります。ここは誰がリーダーシップを執りますか。
事務局	リーダーシップを誰が執るかというのは、まず共創の中で話をするのかなと思います。それぞれ関係者が多い中で、次に何をするのかなど、新しい価値を発見する。その価値を発見した時に、グループを組んでその中でできる方が担えば良いかなと思います。
委員	グループを組むため、関係者を集めるのは誰が行うのですか。
部会長	そのような場をどのように作るかということですね。
事務局	それは実行しようと声をかけられて、そうしようと思った方々がその場を作るということです。
委員	そうですね。そうすればやはりスタートは誰かそのようなリーダーシップを持った方が声をかけて、そこでこんなことをしようと思いますがどうでしょうか。などと議論していくということですね。
事務局	そのきっかけや発想から立案が出てくることが重要と思います。
委員	要は、漠然としたもので良いということですね。
事務局	皆で考えましょう。ということが重要な点であると思います。
部会長	それと関係した質問ですが、皆で考える事は重要だと思いますし、価値も自分たちでこうありたい、こうしたいと考えた方が、より良い事業や取組が出来ることはよくわかります。 しかし、それは色々な方が話し合いや集合することが出来るプラットフォームのようなものがあることが前提かなという気がします。それについては今どのように取り組んでいただいているのでしょうか。
事務局	決まった形のプラットフォームというものはなく、発起人が地域で関係団体がどの程度いるのかを把握しながら取り組んでいくのかなと思います。
部会長	今回の大阪湾の海の森保全・再生プロジェクトではどこから声が上がリ、どのように関係者が繋がっていったのかを教えてくださいませんか。
事務局	この事例も発起人がおられ、その方がこのような企画はどうかということを漁業者や学校、市役所等様々なところに声を掛けられておられました。 その中で、何か連携して出来ないかということ考えながら議論を行い、新しい価値を徐々に発見していったという感じでした。市としてはこのようなモデルケースを作りながら、まちづくりにつなげていくことが望ましいかなと思います。
委員	誰かが声掛けされて、そこで議論しながら大きく作っていくということですね。
事務局	やはり、その時に何をどうすればよいか、相談するところがわからないということにならないよう、協働の考え方や土台は地域できちんと浸透させる必要があるのかなと思います。

部会長	そのようなこともあるため、協働の指針をしっかりと作っていくことは重要であるということですね。 具体的に説明していただいたので、少し理解してきた気がしますがいかがでしょう。
委員	個人的に漠然とした案を持ってこられた時に、どうしていいかわからないという方もいると思います。それは誰がどうしてくれるのでしょうか。
事務局	どのようにすればいいかなどの相談は、市民活動センターへしていただければと思います。
部会長	相談できるところをしっかりと作っていて、様々な活動が広がるようにしていきたいということだと思います。おそらく少し時間がかかるかもしれませんが、皆にとっていいものをしっかりと作り、続けていこうということもあるのかなと思います。
委員	市民活動センターへ行き、事業提案等のアドバイスだったり、そのような感性を持った提案が出来る人がいらっしゃるということですか。
部会長	おそらく出来ることと出来ないことがあると思います。より得意な人を紹介出来るように中間支援をするということも出来ますね。
委員	そういうことであれば、やはりこのようなことを解決したいであったり、そのような人がいた上での動きとして、スタートはリーダーシップを持った人の案が必要ということですね。
部会長	そうですね。必要だと思います。そのような方からの声掛けがないと、勝手に相手に来ることはないです。 1つの取組だけで、阪南を良くするというか元気にすることは難しいかもしれませんので、新しい価値を皆で作って活動していきましょうということですね。
委員	疑問点といいますか、今回はすごい影響力がある、中心的な人がいたからよかったのですが、それがあやふやになる場合をリスクとして考えられるのかなと思います。 主催者が途中でいなくなるようなことを個人的には心配しています。それをいかにサポートしていくかということが、この共創の課題といいますか重要になってくるのではないかと思います。
部会長	そうですね。もう少し事例が積み重なると色々問題も明確になりますし、このように対処したよという事例が出てくると思います。 この部会で説明いただいた共創の考え方や疑問を、私達は事務局から直接説明していただいたので少しずつ解消していけます。しかしこの資料2しか読まない人たちは、共創について理解するのは難しいかもしれません。それでも難しいなりにも伝えていくのは重要だと思いますから、この指針に共創の考え方をどのように盛り込めるかをこれから少し考えていくこと事になります。おそらくどう盛り込むかを考えていく上で、また事務局に色々教えていただかなければならないことや質問がたくさん出てくるかと思っています。そのようなものもしっかり出しながら、皆で議論をしていきましょう。 では、協働の指針の内容について今どのようになっているかを、事務局に説明いただきながら共有していきましょう。
事務局	協働の指針の内容について、資料3に基づいて説明。
(協働の指針の内容について、委員からの意見、質疑・応答)	
部会長	ありがとうございました。以前に作成した協働の指針(案)について説明いただきました。大体どのような構成なのかはわかっていただけたかなと思います。繰り返しになりますが、この指針(案)を作成した時は、共創ということを考えずに作成しています。 共創というものを私達が理解して、また、この出来上がった指針を読んだ人にも少しでも分かっていただくようにするには、どの部分を変更すればいいのかを皆様からアイデアをいただきたいと思っています。 今説明いただいたところに関して、質問やお気づきの点があれば伺いたいと思います。 ちなみに、本日いただいた意見を整理した上で、次回の検討部会ではもう少し具体的に検討出来るような資料を作成していきたいと思っています。なので、出来るだけ色々な意見を様々な視点からいただけるとありがたいです。

委員	資料3の第7章に協働の手法とあるので、ここに共創の手法を入れてはどうでしょうか。
部会長	それも一つの案となりますね。おそらく、次回話さなければならないと思いますが、その共創の記述についてどのレベルから入れるか。協働とほぼ並列するような形でここに盛り込んだ方がいいのか。もう少し下のレベルで入れた方がいいのかということは、検討していく必要があるかなと思います。 一つの案としては、手法のところでも共創についても少し考えてみたらどうかということですよ。
委員	資料3の11ページに、中央に協働がありますよね。先程冒頭に少し話がありましたが、協働という中に、共創という一部のものがあるというイメージでよろしいのでしょうか。
部会長	おそらく、そこをある程度固めることが出来れば、どのレベルで指摘や追記していくかがわかりやすくなりますね。
委員	協働の中の一部分を捉えて共創というイメージなのか。もう一つは、協働の枠外に共創があり、協働の一部分にも重なっているというイメージなのか、その辺が少しわからないですね。
事務局	共創は協働の枠の中に収まっているのか。枠から少し外側の部分も含めるのか、どちらなのかという質問かと思います。市で考えている共創は、協働の枠の中に収まっている一部分である共創に今回は着目して、取り上げているという解釈となっています。よって、共創の考え方の外は、協働となります。
部会長	協働が広がったと考えた方がいいかもしれませんね。 今まででもってきているかもしれませんが、敢えてその部分に着目したい。すなわちコ・クリエーションという部分に着目したいということだと思います。
委員	例えば資料3の7ページの第5章、協働を進めるための取り組みの一番上に「消防職員のOBが、自治会の防災講座で講師を務めた」と例があります。 様々なことを協働しているのかなと思いますが、これだけで終了してしまっているのか。それとも少し発展して、自治会だけに終わらずに、例えば他の団体のところでも対応しているなど、そのようなことも共創は期待しているのでしょうか。要するに、スポットで行っていることがありますよね。そうではなく先程の例で言うと、色々とみんなで議論しながら広がっていったという話がありましたので。
事務局	やり方が決まっていそれを皆で協力してやっていくということであれば、それは従来型の協働に当てはまるのではないかなと思います。そうではなく、防災について地域で考えていかなければとなった時、皆で話し合いして講座以外にも、もう少し深めた訓練も取り入れながら実施しようかなどという新しい価値が生まれる部分が期待されるのではないかなと思います。
委員	講座だけではなく、取組が広がるということですね。
部会長	既存のものに何か追加するような感覚でしょうか。
事務局	資料3の11ページの協働のところで、例えば自治体のサービスを例とした場合、これまで行政のやったことを少し手助けしますよという話になってくると思われます。そうではなく、様々な共創のプロセスの中で新たな価値が出てくるのではないかなという認識です。 もし公共サービスと置き換えた時に、行政だけでなく多様な主体による共創が生まれるのかなと思います。
部会長	そのような説明であれば、この第5章の例に関しては、もう少し共創らしく出来ますね。それを共創というマークを付けて目立たせるかは別の議論ではあるかと思いますが。
委員	そうすればわかりやすいですよ。
部会長	防災講座で講師を務めるでもいいです。しかしその防災講座の内容に先程述べられた通り、少し新しい取り組みや今までやったことのないことにチャレンジしてみるとか、そのような例を提示すれば、この案のバージョンアップとしては利用できそうですね。

委員	資料3の第5章は、協働・共創を進めるための取組となるのか、括弧書で協働（共創）となるのか。どうなのでしょう。
部会長	それもおそらく色々あって、協働と書いてしまって、それに共創に関するものをそれとなく盛り込むぐらいにするとかですね。
委員	11ページの図の中であれば、協働の下に共創を入れるかですね。
部会長	この指針（案）のうち、共創の定義を入れるとすれば、それはどこに入れるか。おそらくそのようなものも全て関わってきそうですね。共創の定義は入れなければならないと思います。
委員	資料3の8ページの中央の点線の枠にある市民協働事業提案制度についてですが、応募は共創の概念があつての応募なのでしょう。
事務局	現在、制度の見直しを行っており、協働・共創事業提案制度という形式で、共創プロセスを取り入れながら、変更させていただいています。
委員	資料1では、協働・共創についてとなっています。こうすればよいのではないかと私は思います。
部会長	並べて書くこと自体は簡単ですが、指針に落とし込むのは難しいですね。市民はもちろん職員も含め協働と共創について理解していただくルールとして使用していただくのが指針になりますので、わかりやすくしていきたいです。何かこうしたらいいな、ここはどうかと思うことはありますか。
委員	最低限定義は必要かと思いますが、第1章、第2章、第3章と同列に扱う程ではないかなとも思います。
部会長	どの章から共創の考え方を記載していくのか考えないといけませんね。言葉として出すかどうかは別としても、第1章の策定の趣旨や第2章の現状と課題のところに、新しい価値を皆で作って取り組むことが重要という内容くらいであれば記載できるかなと思います。その記述が無く、いきなり共創という言葉が出てくると分からなくなります。
委員	協働という文言がたくさんあるので、これに全部括弧付けて協働（共創）としてしまうと見にくいです。
委員	協働と共創の間に点を加えるのであれば、同列の扱いのように見えてしまいますので、協働の中のちょっとした共創というぐらいにすればいいのではないのでしょうか。
委員	全部に共創を付け加えていくのは大変なため、一つ協働と共創との関係というのはこうですという表現を加えて行けばいいのではと思います。
部会長	今思い出しましたが、協働の指針（案）を作成する際に、あまり字数は多くせず、いかに端的にわかりやすく書くかというところは意識していたと思います。
委員	共創は協働の中に入っているため、協働（共創）ではないのでしょうか。
部会長	協働(共創)と字面で書いてしまうと、同じ意味のように見えてしまいますね。
事務局	今後、共創という言葉は市として発信していくと思います。協働の中の一部に共創という概念を入れながら、共創を大切にしようという言い方をさせていただいていますが、共創という言葉は社会の企業でよく使用されています。企業における共創という意味は、コ・クリエーションではない時もあります。市は新しい価値を作る意味を共創としています。そういうことを協働の指針の中に取り込んでいければ指針自身はそこまで大きく変えるところはないかなと思います。
部会長	まず一つ盛り込まなければならないのは、阪南市でいう共創は何かということをしかりわかりやすく書くことです。阪南市の共創と別の市町村での共創が同じ意味とは限らないので。
委員	別の市町村で共創という言葉を入れて、作っているところはありますか。

事務局	共創という言葉を入れて作成されているところはあります。 阪南市の場合、協働を掲げ10年以上取り組んできている歴史がありますので、変えていくということではなく、大切にしなければならないと考えています。他市町村では、協働から共創へ表現自体を変えているところもありますが。
委員	それでは共創という言葉は、第3章のめざすべき協働に入れるしかないかなと思います。協働の定義の考え方に共創とはどのような意味かを入れる形で。そして協働の原則と共創の原則というのがいいのではないのでしょうか。
部会長	共創の定義は、おそらく協働の定義の考え方の後ろには入れたほうがよさそうです。
委員	第4章の協働によって期待される効果・成果のところに、共創によって期待される効果などと、少し違いを入れられるのではないのでしょうか。
部会長	そうですね。効果とか成果のところは共創の考え方を含んだ形で違うものを書けると思います。
委員	第3章から入ってくるということでしょうか。
部会長	おそらく協働の定義・考え方の下に、共創のことを書いた方がいいですよ。阪南市ではこういう事が共創となり、大事にしていきたいというような書き方をすればわかりやすくなりそうです。 担い手の役割を考える時に、何か皆がそれぞれの立場で自分が得意なことを発揮しようということは書いていますが、何か新しく一緒に議論して作ろうというようなところまでは言っていないです。そこに意見を出し合って、何か新しく作るような書き方をすることも出来るかなと思いました。 最後の事例のところに、説明していただいた大阪湾海の森保全・再生プロジェクトの話が入るとわかりやすいなと思います。あまり共創は表には出ないかもしれませんが、事例としては挙げておいた方がわかりやすいかもしれません。
部会長	説明の文中に、共創という言葉が出てくることになりそうですね。本日の説明は本当にわかりやすかったため、是非それを事例で入れていただければ、後々の説明に利用できると思います。 皆さん何か他にここはどうか。これはやめといた方がいいのではないかということはありませんか。 あと事務局は、次に向けて資料を作成しなければならないため、何か聞いといた方がいいことがあれば述べてください。
事務局	今ご指摘をいただいた部分に、共創の考え方を加えていきたいと思います。 この辺りではないかというご意見をいただいたので、作文の方はある程度行っていきたいと思います。次回の部会の時に、ここまで記載するのはちょっと書きすぎでは。などというレベル感を含め議論が出来るのではないかと考えています。 ポイント的には総体的にボツボツと落ちるようなイメージかなと思っています。
部会長	事務局で案を作成し、準備してくださるということですので、具体的に何か文字面が見えてきたら、こうすればいいという議論がしやすくなるかなと思います。 また次回よろしくお願いします。 ほかに何か言っておきたいことはありませんか。 特に無いようですので、本日はこのような感じで終えたいと思います。ありがとうございました。 では次第の5、その他について事務局お願いします。
【その他について】	
事務局	その他について、次回の日程について説明。
部会長	以上で、本日予定していた案件が終了いたしました。本日はお忙しい中、ご出席ありがとうございました。